

愛媛県流域治水ロゴマーク使用要綱

(趣旨及び目的)

第1条 本要綱は、愛媛県流域治水ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定め、もって県内における流域治水の更なる普及・定着を目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、ロゴマークとは、別記のデザインをいう。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、県に属する。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(使用の申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「愛媛県流域治水ロゴマーク使用許諾申請書（様式1）」に必要書類を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。

- (1) 国、県、市町及び県が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に報道目的で使用するとき。
- (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (5) みきゃん等の着ぐるみを使用する者が、当該イベントの広報にロゴマークのデザインを使用するとき。

(資格要件)

第6条 前条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12

2号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者

(3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

(1) 県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。

(2) ロゴマークのイメージを損なうおそれのあるとき。

(3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

(4) ロゴマークを使用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(5) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。

(6) 本要綱の趣旨及び目的に反する場合その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき。

2 知事は、ロゴマークの使用を許諾するときは、「愛媛県流域治水ロゴマーク使用許諾通知書(様式2)」により、使用申請者に通知するものとする。

3 ロゴマークを使用する際は、「愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等デザインマニュアル」及び「愛媛県流域治水ロゴマーク使用ガイドライン」に従って使用しなければならない。

4 知事は、第2項の許諾に際し、条件を付することができる。

5 知事は、使用を許諾しないときは、「愛媛県流域治水ロゴマーク使用不許諾通知書(様式3)」により、使用申請者に通知するものとする。

(許諾内容の変更)

第8条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、「愛媛県流域治水ロゴマーク使用内容変更申請書(様式4)」を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、「愛媛県流域治水ロゴマーク使用内容変更許諾通知書(様式5)」により、使用者に通知するものとする。

3 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、「愛媛県流域治水ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書(様式6)」により、使用者に通知するものとする。

4 第1項の申請については、第5条から第7条の規定を準用する。

(使用の廃止)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用を廃止したときは、速やかにその旨を「愛媛県

流域治水ロゴマーク使用廃止届出書（様式7）」により知事に届け出なければならない。

（許諾の取消）

第10条 知事は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の使用許諾を取り消すことができる。

- （1）本要綱の規定に違反したとき。
- （2）第7条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき。
- （3）第7条第4項の条件に違反したとき。
- （4）その他知事が取り消すことが適当と認めるとき。

2 知事は、前項の規定による使用許諾の取消により、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用権を譲渡し、または転貸しないこと。
- （3）許諾に際し条件を付された場合はそれに従うこと。
- （4）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（使用実績の報告）

第12条 知事は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

（損失補償等の責任）

第13条 知事は、ロゴマークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第14条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

附則

本要綱は、令和5年6月21日から施行する。

本要綱は、令和5年7月10日から施行する。

【別記】 ロゴマークデザイン

